

第26回商工会特産品コンテスト募集要領

沖縄県商工会連合会

1. 趣 旨

商工会の特産品フェアに出展する商品で、品質・デザイン・アイデアが特に優れているものを表彰することにより、出展者の製造・販売意欲の高揚を図り、商工会地域特産品の販売促進活動に寄与することを目的とする。

2. 対象商品

・第26回特産品フェア「ありんくりん市」に出展する商品であること。

・商品表示等について、関係法令(食品表示法、改正食品衛生法、JAS法、薬事法、計量法、健康増進法、景品表示法、意匠法、商標法など)を遵守していること。

(1) 食品の部：農産加工品・畜産加工品・水産加工品・漬物・飲料・菓子

※JAS法の加工食品の定義に該当するもの

(2) 非食品の部：木工芸品・陶磁器・家具・日用品・繊維製品・民芸品・装飾品

3. 応募件数

1 出展業者 1 商品のみとする。

※過去の同コンテストにおいて、「県知事賞(最優秀賞)」を受賞した商品は除く。

4. 表彰の種類

「最優秀賞」及び「優秀賞」、「奨励賞」の3種類とし、入賞者には表彰状を授与する。

(1) 「**県知事賞**」(最優秀賞)：食品部門 1点 非食品部門 1点

(2) 「**県連会長賞**」(優秀賞)：食品部門 1点 非食品部門 1点

(3) 奨励賞：食品部門及び非食品部門より4点

(4) 審査委員特別賞：上記(1)から(3)の入賞以外で特に表彰する必要がある商品について授与する。※受賞枠は設けない

※「**県知事賞**」及び「**県連会長賞**」を受賞した事業所は、ありんくりん市会場内受賞者ブース(1事業者1コマ)として出展の一部免除を行う。

5. 応募方法

特産品コンテスト申請書(様式1裏面及び別紙)に所要事項を記入し、添付書類等を添えて、所属商工会に令和5年7月19日(水)までに提出するものとする。

6. 審査の概要

(1) 審査委員

第一次審査は学識経験者、専門家、行政、県連で構成する委員(5名程度)で実施。

第二次審査は学識経験者、流通関係者、専門家、行政、県連で構成する委員(10

名程度)で実施。

(2) 審査委員会

審査は2段階審査とする。

第一次審査：書類審査及び商品の試飲食審査を実施し、第一次審査通過商品を選考する。

第二次審査：事業者のプレゼン及び商品の試飲食審査、並びに食品表示等の関係法令に基づいた検査を実施し、受賞商品を選考する。

※審査委員は、上記1の趣旨及び沖縄県商工会特産品コンテスト審査基準に則り、公正厳格な審査を行い、受賞品を選考する。

(3) 審査日程等

第一次審査：令和5年7月25日(火) 13:00~17:00 沖縄産業支援センター

※事前に審査用のサンプル商品(食品は試飲食用含む)を提出していただきます。

※第一次審査用に提出いただいた食品(非食品以外の商品)については、返品いたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

※審査(準備・撤去含む)を行う際、商品の取り扱いについては、最善の注意を払いますが、万一の破損や損傷等が発生した場合、商品の補償はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

第二次審査：令和5年8月17日(木) 13:00~18:30 沖縄産業支援センター

※第一次審査にて選考された商品について、試飲食及び製品機能等の検分を第二次審査で行う。また、第二次審査では、第一次審査通過事業者による商品プレゼンテーションを行うものとする。

※第二次審査当日は、事業者の出席と商品の持参(食品は試飲食用含む)をお願いいたします。

【※2次審査の詳細日程等については、後日、商工会を通じ、通知致します。】

7. 審査発表及び表彰式

審査結果は、プレスリリースとして県内新聞社を通じて発表する。(令和5年8月下旬を予定)。併せてありんくりん市開催初日に、会場内特設ステージにて表彰を行う。

8. 留意事項

今年度の販路開拓推進委員会において、商工会の特産品フェア「ありんくりん市」の出展要領の一部改正がございました。それに基づく出展基準をご確認の上、特産品コンテストにも出品をお願い致します。

9. 問い合わせ先

〒901-0152 那覇市小禄 1831 番地 1 (沖縄産業支援センター604)

沖縄県商工会連合会／企業支援課 本永

TEL:098-859-6150 FAX:098-859-6149

E-mail:moto@oki-shokoren.or.jp